

令和 3 年 1 1 月 2 4 日開会

むつ市議会第 2 5 0 回定例会提案理由(1)

ただいま上程されました３議案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第７５号　むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第７６号　むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これら２議案は、特別職職員及びむつ市議会議員の期末手当の支給割合を減額改定するためのものであります。

次に、議案第７７号　令和３年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症の対応として６，７５０万円を増額補正するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、４０３億２，０６６万７，０００円となります。

まず、歳出についてであります。衛生費には、むつ市ＰＣＲ検査センター運営事業費補助金を計上しております。

農林水産業費には、令和３年中の農林水産業に係る収入が新型コロナウイルス感染症に関連して減少した農林水産業の事業者を対象に応援金を交付するため、むつ市あんしん生産者応援金事業費を計上しております。

次に、歳入についてであります。全額を財政調整基金の取崩しによる対応としております。

以上をもちまして、上程されました３議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

令和3年11月24日開会

むつ市議会第250回定例会議案（1）

目

次

議案第 7 5 号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 7 6 号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例	7
議案第 7 7 号	令和 3 年度むつ市一般会計補正予算	9

議案第 75 号

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

市長、副市長、教育委員会教育長及び公営企業管理者の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市特別職職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の160」を「100分の155」に改める。

第2条 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 7 6 号

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年むつ市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の160」を「100分の155」に改める。

第2条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 77 号

令和 3 年度むつ市一般会計補正予算

令和 3 年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第 77 号

令和 3 年度

む つ 市 一 般 会 計
補 正 予 算 書

む つ 市

令和３年度むつ市一般会計補正予算

令和３年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,320,667千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		1,760,899	67,500	1,828,399
	1. 基金繰入金	1,760,658	67,500	1,828,158
歳入合計		40,253,167	67,500	40,320,667

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		4,619,867	10,000	4,629,867
	1. 保健衛生費	2,637,514	10,000	2,647,514
6. 農林水産業費		614,281	57,500	671,781
	1. 農業費	188,444	19,100	207,544
	3. 林業費	61,034	900	61,934
	4. 水産業費	269,510	37,500	307,010
歳出合計		40,253,167	67,500	40,320,667

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	4,915,350	0	4,915,350
2. 地 方 譲 与 税	227,000	0	227,000
3. 利 子 割 交 付 金	4,600	0	4,600
4. 配 当 割 交 付 金	27,000	0	27,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	11,933	0	11,933
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	22,700	0	22,700
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,200,000	0	1,200,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	10,900	0	10,900
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	82,305	0	82,305
10. 地 方 特 例 交 付 金	653,041	0	653,041
11. 地 方 交 付 税	10,780,000	0	10,780,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,367	0	4,367
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	133,011	0	133,011
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	259,127	0	259,127
15. 国 庫 支 出 金	7,678,887	0	7,678,887
16. 県 支 出 金	2,989,065	0	2,989,065
17. 財 産 収 入	36,774	0	36,774
18. 寄 附 金	245,724	0	245,724
19. 繰 入 金	1,760,899	67,500	1,828,399
20. 諸 収 入	2,448,556	0	2,448,556
21. 市 債	6,424,300	0	6,424,300
22. 繰 越 金	337,628	0	337,628
歳 入 合 計	40,253,167	67,500	40,320,667

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	248,094	0	248,094				
2. 総 務 費	4,425,773	0	4,425,773				
3. 民 生 費	10,160,778	0	10,160,778				
4. 衛 生 費	4,619,867	10,000	4,629,867				10,000
5. 労 働 費	36,579	0	36,579				
6. 農 林 水 産 業 費	614,281	57,500	671,781				57,500
7. 商 工 費	1,376,812	0	1,376,812				
8. 土 木 費	2,058,550	0	2,058,550				
9. 消 防 費	2,463,717	0	2,463,717				
10. 教 育 費	3,058,762	0	3,058,762				
11. 公 債 費	5,977,017	0	5,977,017				
12. 諸 支 出 金	5,029,237	0	5,029,237				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
14. 災 害 復 旧 費	158,700	0	158,700				
歳 出 合 計	40,253,167	67,500	40,320,667				67,500

歳入

第19款 繰入金
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 財政調整基 金繰入金	409,281	67,500	476,781	1 財政調整基 金繰入金	67,500	財政調整基金繰入金
計	1,760,658	67,500	1,828,158			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
	40,253,167	67,500	40,320,667	

歳出

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	1,127,200	10,000	1,137,200				10,000	18 負担金補助及び交付金	10,000	むつ市PCR検査センター運営事業費補助金
計	2,637,514	10,000	2,647,514				10,000			

第6款 農林水産業費

第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
3 農業振興 費	50,282	19,100	69,382				19,100	18 負担金補助及び交付金	19,100	むつ市あんしん生産者応援金事業費
計	188,444	19,100	207,544				19,100			

第6款 農林水産業費

第3項 林業費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 林業振興 費	26,792	900	27,692				900	18 負担金補 助及び交 付金	900	むつ市あんしん生産者応 援金事業費
計	61,034	900	61,934				900			

第6款 農林水産業費

第4項 水産業費

(単位 千円)

第4表 水産委員											（単位：円）
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
2 水産振興 費	77,116	37,500	114,616				37,500	18 負担金補 助及び交 付金	37,500	むつ市あんしん生産者応 援金事業費	
計	269,510	37,500	307,010				37,500				

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源		一 般 財 源		
				国 県 支出金	地方債			その他
	40, 253, 167	67, 500	40, 320, 667				67, 500	

むつ市議会第 2 5 0 回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（１）

目

次

議案第 7 5 号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第 1 条による改正	5
	第 2 条による改正	5
議案第 7 6 号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第 1 条による改正	7
	第 2 条による改正	7

議案第 7 5 号参考資料

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条による改正

改 正 案	現 行
(通勤手当等の支給) 第 3 条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和 3 4 年むつ市条例第 9 号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例第 1 8 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 5 5</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。	(通勤手当等の支給) 第 3 条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和 3 4 年むつ市条例第 9 号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例第 1 8 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 6 0</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。

第 2 条による改正

改 正 案	現 行
(通勤手当等の支給) 第 3 条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和 3 4 年むつ市条例第 9 号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例	(通勤手当等の支給) 第 3 条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和 3 4 年むつ市条例第 9 号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例

第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。

第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。

議案第 7 6 号参考資料

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条による改正

改 正 案	現 行
(期末手当) 第 3 条 (略) 2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 1 5 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)	(期末手当) 第 3 条 (略) 2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 1 6 0</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)

第 2 条による改正

改 正 案	現 行
(期末手当) 第 3 条 (略) 2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつて	(期末手当) 第 3 条 (略) 2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつて

は、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

は、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

むつ市議会第250回定例会提案理由(2)

ただいま上程されました 1 2 議案 3 報告について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第 7 8 号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、来年 4 月 1 日から大畑小学校に二枚橋小学校を統合することに伴い、条文整備をするためのものです。

次に、議案第 7 9 号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い出産育児一時金の支給額を改めるほか、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定するためのものです。

次に、議案第 8 0 号から議案第 8 2 号までの指定管理者の指定についてであります。これら 3 議案は、むつ市介護老人保健施設やげん、むつ市ウェルネスパーク外 1 施設及びむつ市営宮後牧野外 4 施設の管理について、指定管理者を指定するためのものです。

次に、議案第 8 3 号 指定管理者の指定の変更についてであります。本案は、下北文化会館の指定管理者の指定の期間を変更するためのものです。

次に、議案第 8 4 号 市道路線の認定についてであります。本案は、開発行為により市に帰属した路線等について、1 3 路線を市道として認定するためのものです。

次に、議案第 8 5 号 市道路線の変更についてであります。本案は、大畑庁舎移転事業に伴う伊勢堂 1 号線の形状の変更により重複部分が生じることとなる中島 1 号線について、終点を変更するためのものです。

次に、議案第 8 6 号及び議案第 8 7 号のむつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。これら 2 議案は、本年 1 2 月 2 2 日をもって任期が満了となります川向常寛氏及び鴨澤信幸氏の両名を再任いたしたく、提案するものであります。

す。

次に、議案第 88 号 令和 3 年度むつ市一般会計補正予算についてありますが、本案は、4 億 9 6 9 万 9, 0 0 0 円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、4 0 7 億 3, 0 3 6 万 6, 0 0 0 円となります。

まず、歳出の主なものについてありますが、各款にわたり職員の配置替え等に伴う人件費の増減調整をしております。

民生費には、障害者自立支援給付費等を増額しておりますほか、前年度の生活保護費国庫負担金等の精算に伴う返還金を計上しております。

農林水産業費、商工費及び教育費には、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として実施した市有施設の閉鎖により経済的損失を受けた事業者等を支援するため、指定管理料の増額及び公共施設内事業者に対する協力金給付事業費を計上しております。

消防費には、新型コロナウイルスワクチン集団接種事業及び令和 3 年 8 月 9 日むつ市・風間浦村豪雨災害の出動等による消防職員の時間外勤務手当等に係る下北地域広域行政事務組合負担金を増額しております。

次に、歳入の主なものについてありますが、地方交付税に普通交付税を増額しておりますほか、国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を計上し、市債では普通交付税の増額に伴い臨時財政対策債を減額しております。

また、年度内に事業の完了が見込めないことから、浜通線融雪溝整備事業、釜臥山恐山線整備事業及び人と本をつなげるまちづくり事業について、繰越明許費を設定しております。

なお、市道等維持事業及び下北文化会館外 7 施設の指定管理料について、債務負担行為を追加しております。

次に、議案第 89 号 令和 3 年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてありますが、本案は、新型コロナウイルス感染症傷病手当金の計上に伴う 1 5 0 万円の増額補正でありまして、これにより補正後

の歳入歳出予算総額は、５９億９，９８１万３，０００円となります。

次に、報告第２７号 令和２年度むつ市健全化判断比率の修正についてであります。これは、先の第２４９回定例会において報告させていただいた令和２年度むつ市健全化判断比率のうち、将来負担比率について修正が必要となったことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

次に、報告第２８号及び報告第２９号についてであります。これらは、本年８月２４日むつ市新町地内の市道において発生した自動車損傷事故及び本年８月８日むつ市大字関根字出戸川目地内の国道において発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました１２議案３報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決及び御同意賜りますようお願い申し上げます。

むつ市議会第250回定例会議案（2）

目

次

議案第 7 8 号	むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例	5
議案第 7 9 号	むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例	7
議案第 8 0 号	指定管理者の指定について (むつ市介護老人保健施設やげん)	11
議案第 8 1 号	指定管理者の指定について (むつ市ウェルネスパーク外 1 施設)	13
議案第 8 2 号	指定管理者の指定について (むつ市宮宮後牧野外 4 施設)	15
議案第 8 3 号	指定管理者の指定の変更について (下北文化会館)	17
議案第 8 4 号	市道路線の認定について	19
議案第 8 5 号	市道路線の変更について	27
議案第 8 6 号	むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同 意を求めることについて	31
議案第 8 7 号	むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同 意を求めることについて	33
議案第 8 8 号	令和 3 年度むつ市一般会計補正予算	35
議案第 8 9 号	令和 3 年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算	37
報告第 2 7 号	令和 2 年度むつ市健全化判断比率の修正について	39
報告第 2 8 号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	41
報告第 2 9 号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	45

議案第 78 号

むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

むつ市立学校設置条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

来年4月1日から大畑小学校に二枚橋小学校を統合することに伴い、条文整備をするためのものである。

むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

むつ市立学校設置条例（昭和 3 9 年むつ市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

本則の表むつ市立二枚橋小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 79 号

むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い出産育児一時金の支給額を改めるほか、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定するためのものである。

むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険条例（昭和34年むつ市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 5 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 6 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）
- 7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けるこ

とができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 8 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 9 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、附則に6項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和3年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第 8 0 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

むつ市介護老人保健施設やげんの指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市介護老人保健施設やげん

2 指定管理者として指定する団体

むつ市柳町一丁目8番22号

医療法人章士会

理事長 三 上 史 雄

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 8 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

むつ市ウェルネスパーク外 1 施設の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市ウェルネスパーク

むつ市総合アリーナ

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大湊新町37番12号

山内土木株式会社

代表取締役 山内 将 邦

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 8 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

むつ市営宮後牧野外 4 施設の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市営宮後牧野

むつ市営名子牧野

むつ市営永下牧野

むつ市営金谷沢牧野

むつ市営宮後ふれあい牧場

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大字田名部字下川 1 8 番地

田名部畜産農業協同組合

代表理事組合長 笹 竹 勝 彦

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 83 号

指定管理者の指定の変更について

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を変更したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

下北文化会館の指定管理者の指定の期間を変更するためのものである。

1 公の施設の名称

下北文化会館

2 指定管理者として指定する団体

むつ市小川町一丁目6番1号

株式会社東京堂

代表取締役社長 内 田 征 吾

3 指定の期間

変更前 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

変更後 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 8 4 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

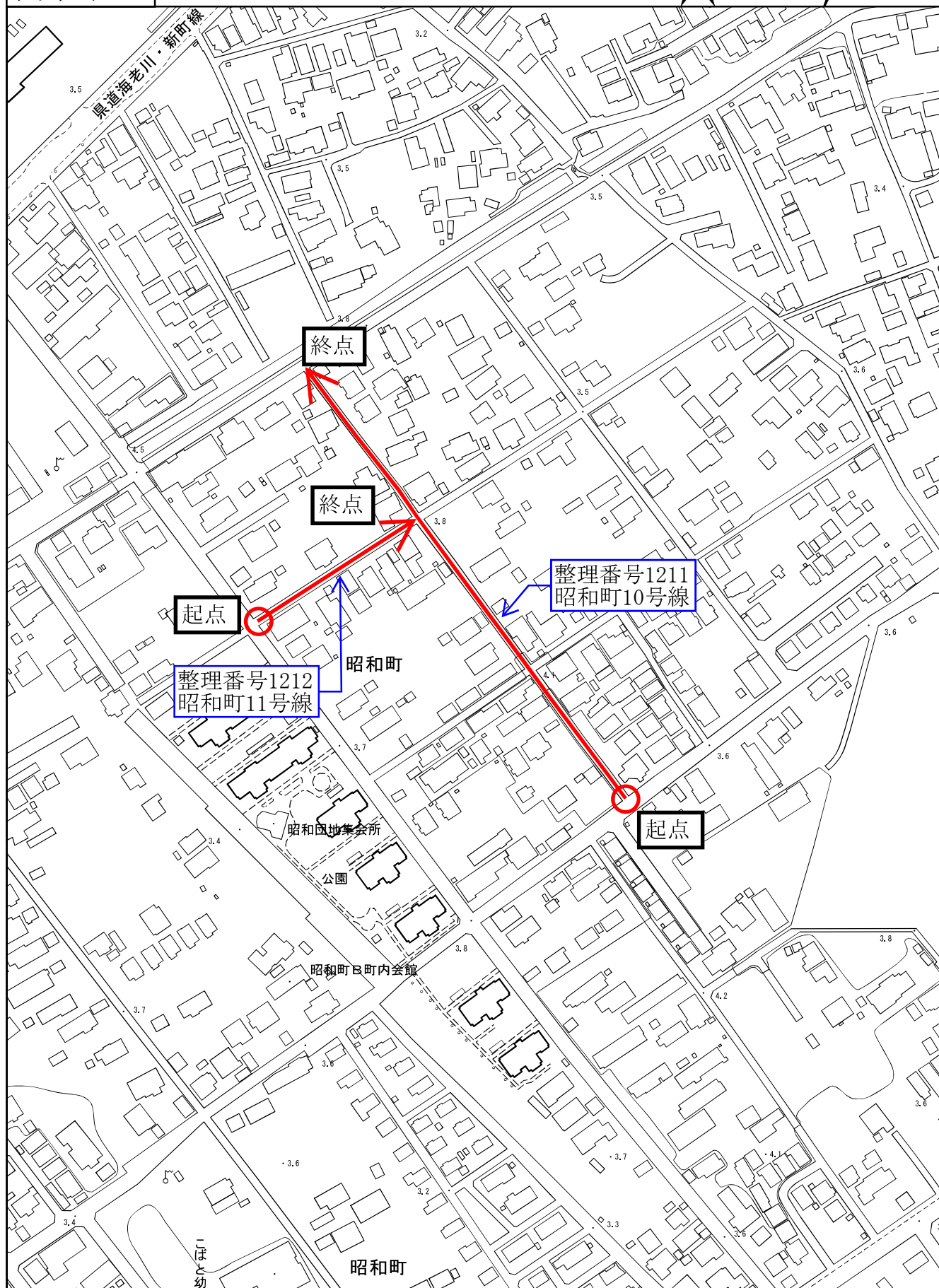
開発行為により市に帰属した路線等について、1 3 路線を市道として認定するためのものである。

付 図 対 照 番 号	整 理 番 号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
			終 点	
1	1211	昭和町 1 0 号線	むつ市昭和町 8 0 番	
			むつ市昭和町 2 7 5 番	
1	1212	昭和町 1 1 号線	むつ市昭和町 3 1 3 番	
			むつ市昭和町 6 8 番	
2	1213	仲町 2 2 号線	むつ市仲町 1 5 3 番 2 0	
			むつ市仲町 1 5 3 番 2 5	
2	1214	仲町 2 3 号線	むつ市仲町 1 5 7 番 2 8	
			むつ市仲町 1 5 7 番 1 5	
2	1215	仲町 2 4 号線	むつ市仲町 1 5 7 番 1 7	
			むつ市仲町 1 5 7 番 2	
3	1216	並川町 1 8 号線	むつ市並川町 5 7 番 1	
			むつ市並川町 5 5 番 2 8	
3	1217	並川町 1 9 号線	むつ市並川町 5 1 番 1	
			むつ市並川町 5 9 番 1	
3	1218	並川町 2 0 号線	むつ市並川町 5 5 番 1	
			むつ市並川町 5 5 番 1 7	
4	1219	小川町 1 号線	むつ市小川町一丁目 7 4 4 番 1 9	
			むつ市小川町一丁目 7 4 4 番 7	
4	1220	小川町 2 号線	むつ市小川町一丁目 7 4 4 番 2 1	
			むつ市小川町一丁目 7 4 4 番 2 1	
4	1221	小川町 3 号線	むつ市小川町一丁目 7 2 4 番 8	
			むつ市小川町一丁目 7 2 3 番 6	

5	1222	柳町 1 号線	むつ市柳町三丁目 2 0 9 番 2 0	
			むつ市柳町三丁目 2 0 9 番 1 7	
5	1223	柳町 2 号線	むつ市柳町三丁目 2 0 9 番 1 6	
			むつ市柳町三丁目 3 0 7 番 1	

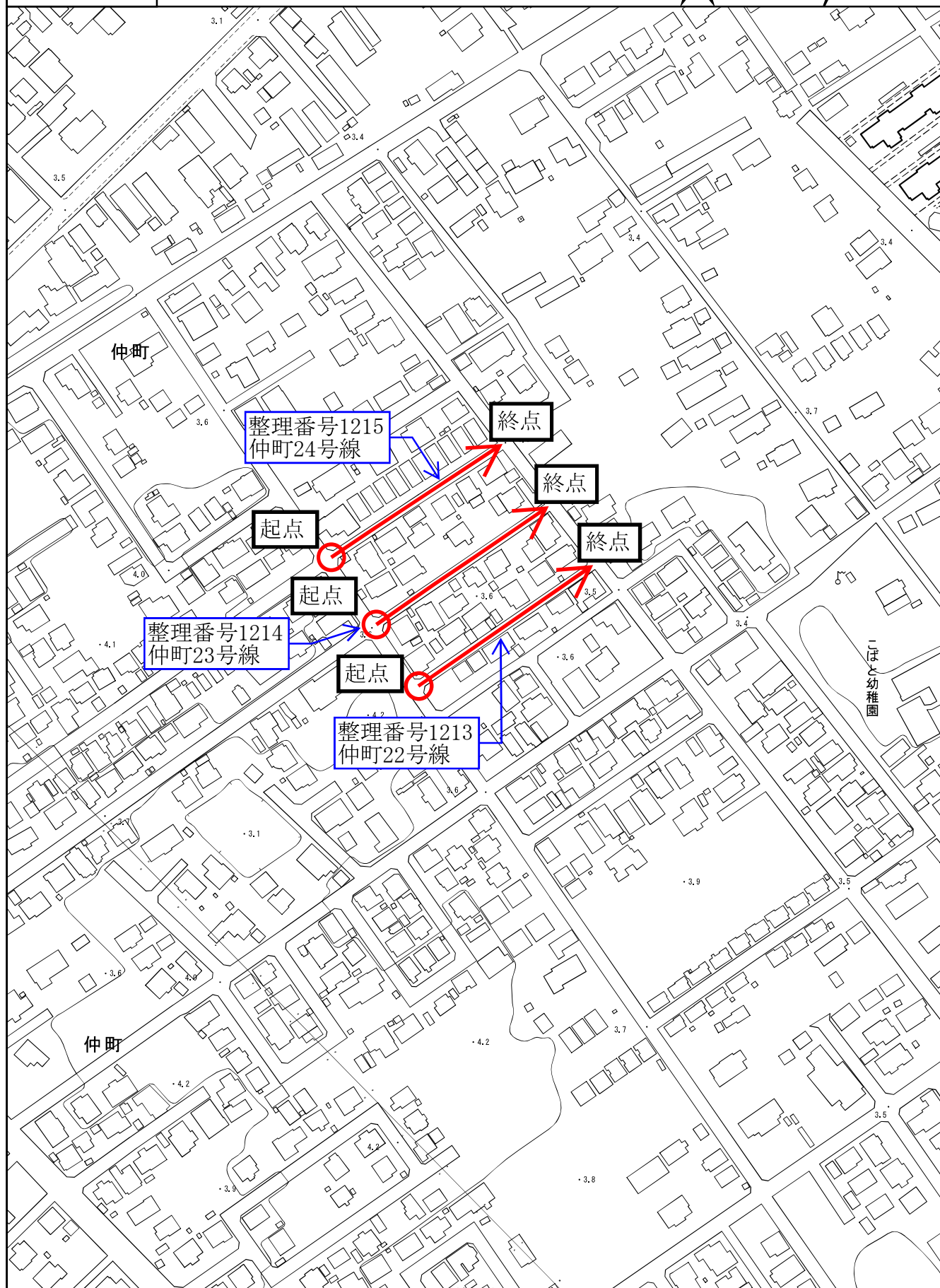
付図 1

N 縮尺 1:2,500



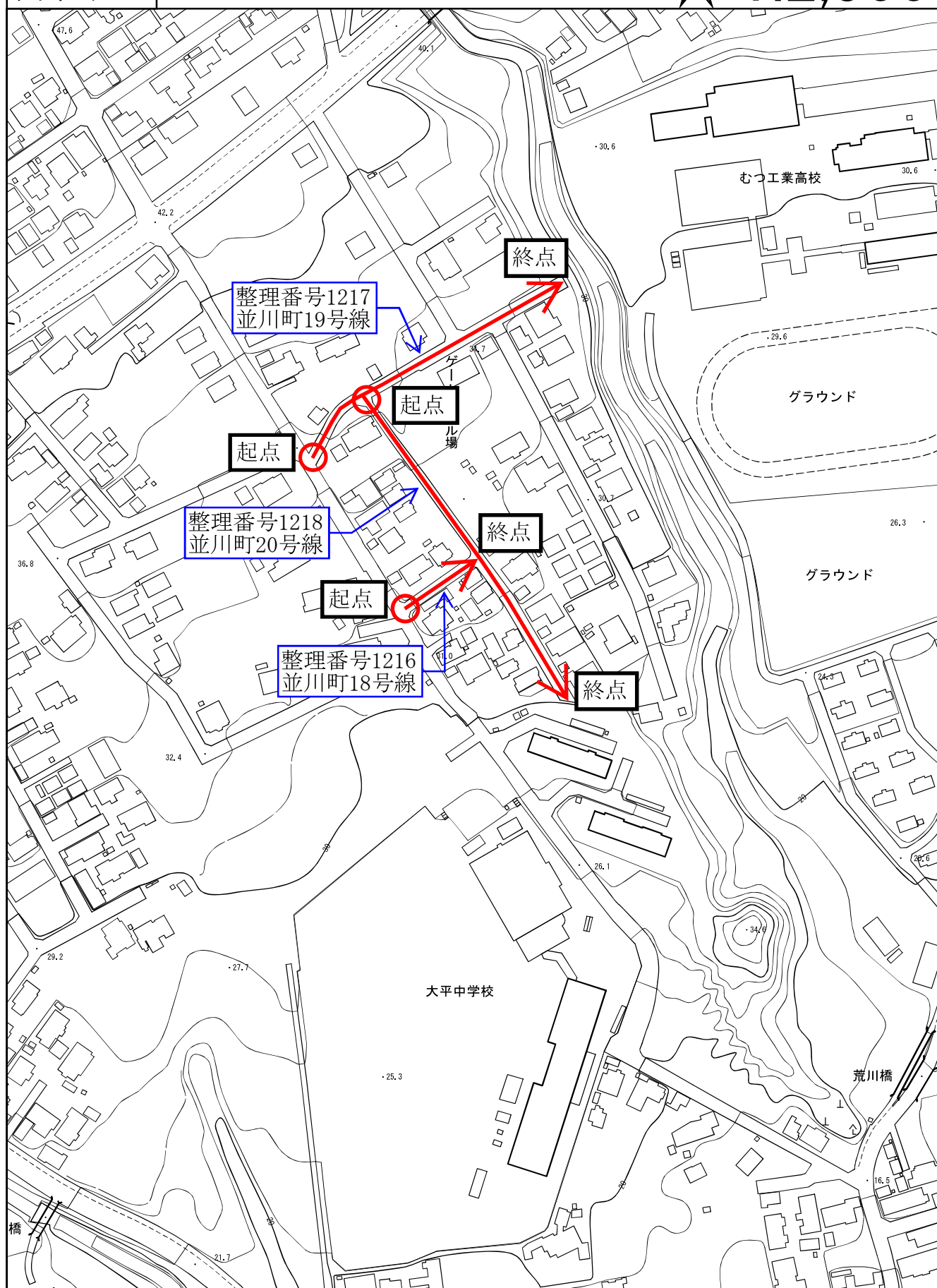
付図 2

N 縮尺 1:2,500



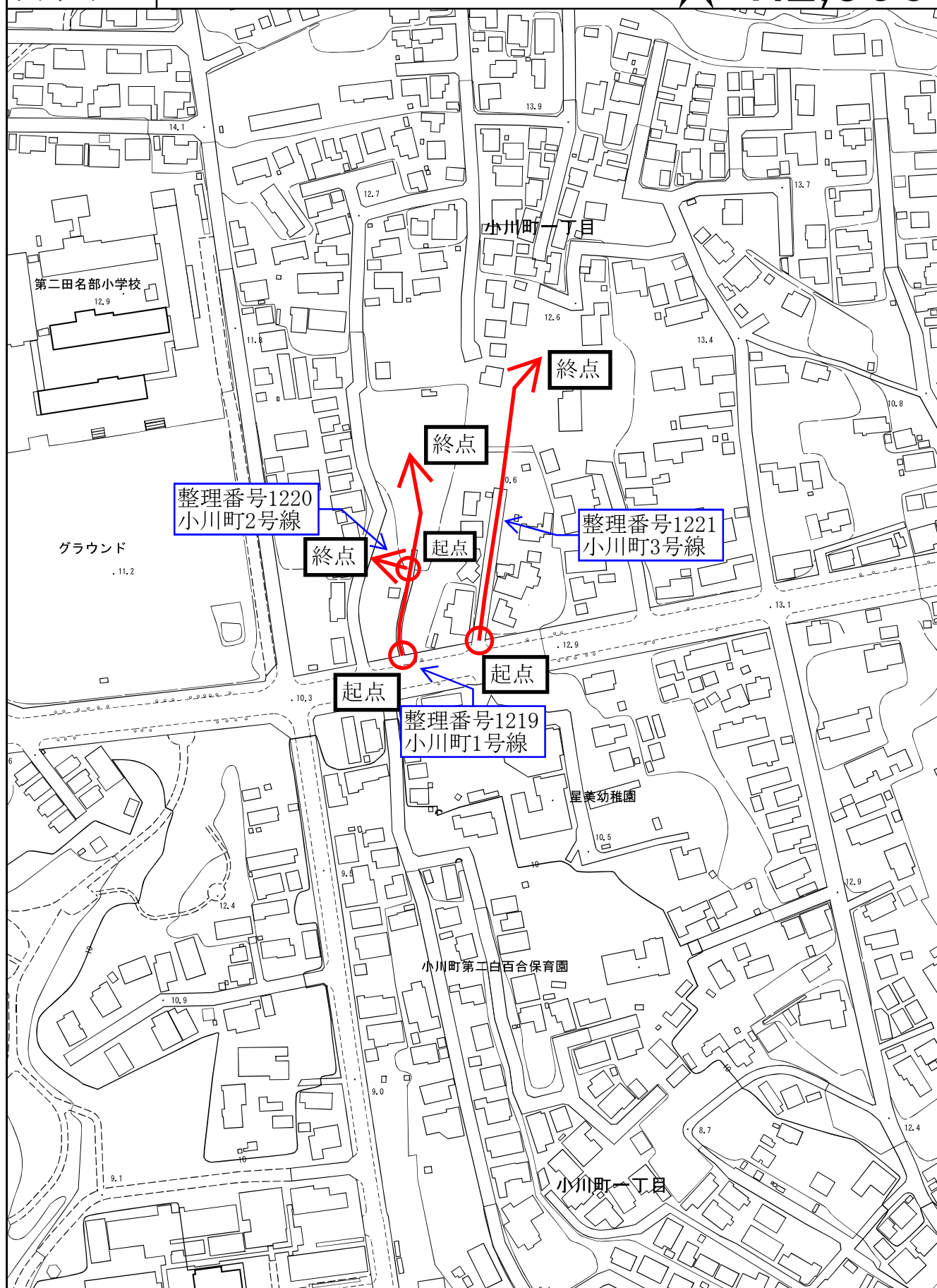
付図 3

N 縮尺 1:2,500



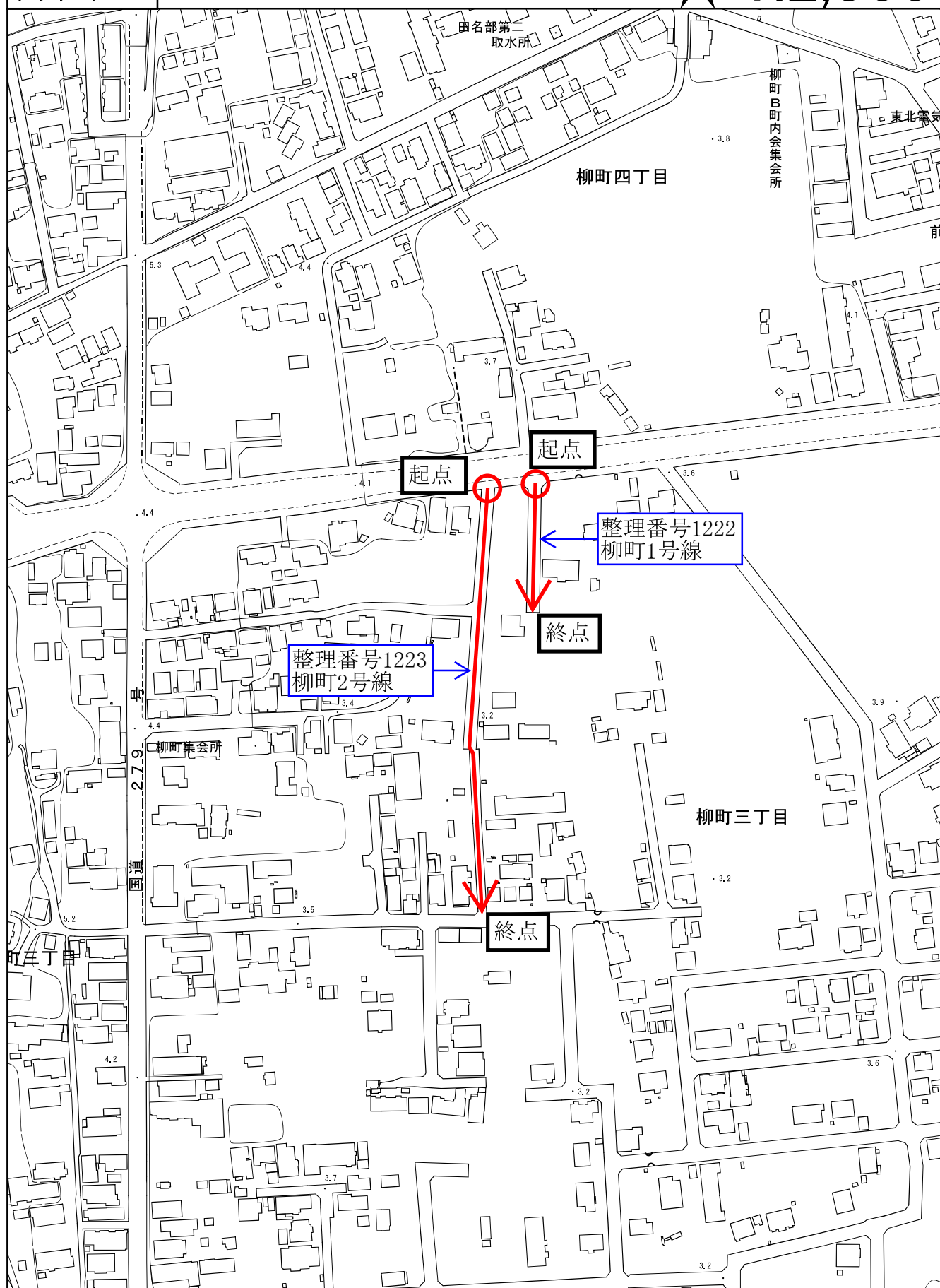
付図 4

N 縮尺 1:2,500



付図 5

N 縮尺 1:2,500



議案第 8 5 号

市道路線の変更について

次のとおり市道路線を変更したいので、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

大畑庁舎移転事業に伴う伊勢堂 1 号線の形状の変更により重複部分が生じることとなる中島 1 号線について、終点を変更するためのものである。

整 理 番 号	路 線 名	付 図	起 点	重 要 な 経 過 地
			終 点	
805	中島 1 号線	変更前	むつ市大畑町中島 1 0 8 番 3 3	
			むつ市大畑町伊勢堂 7 番 6	
		変更後	むつ市大畑町中島 1 0 8 番 3 3	
			むつ市大畑町中島 7 8 番 7 1	

付図 変更前

N 縮尺
1:2,500



付図 変更後

N 縮尺
1:2,500



議案第 86 号

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めること
について

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 11 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

かわ かわい つね ひろ
川 向 常 寛

提案理由

むつ市固定資産評価審査委員会の川向常寛委員の任期が本年 12 月 22 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 87 号

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めること
について

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 11 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

かも ざわ のぶ ゆき
鴨 澤 信 幸

提案理由

むつ市固定資産評価審査委員会の鴨澤信幸委員の任期が本年 12 月 22 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 88 号

令和 3 年度むつ市一般会計補正予算

令和 3 年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第 89 号

令和 3 年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

令和 3 年度むつ市国民健康保険特別会計予算を補正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

報告第 27 号

令和 2 年度むつ市健全化判断比率の修正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年度むつ市健全化判断比率の修正について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和 3 年 11 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

令和2年度 むつ市健全化判断比率の修正について

(単位：％)

修正前	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	備考
	— (12.63)	— (17.63)	15.4 (25.0)	150.6 (350.0)	括弧内は、 むつ市の早期健全化基準を示す。
修正後	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	備考
	— (12.63)	— (17.63)	15.4 (25.0)	144.7 (350.0)	括弧内は、 むつ市の早期健全化基準を示す。

報告第 28 号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 3 年 11 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

自動車損傷事故について、和解し、損害賠償の額を定めたものである。

むつ市専決第 18 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 10 月 8 日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

和解及び損害賠償の額を定めることについて

自動車損傷事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方 むつ市内在住の個人

2 和解の内容

- (1) 市は、令和3年8月24日むつ市新町地内の市道において、隣接するむつ市立苫生小学校敷地内での草刈り作業中の飛び石により発生した事故によって、和解の相手方所有の自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、67,738円を和解の相手方に対して支払う。
- (2) 上記以外に市と和解の相手方との間に債権及び債務が一切存在しないことを確認する。
- (3) 市及び和解の相手方は、今後本件に関しては、異議を申し立てない。

3 損害賠償の額 67,738円

報告第 29 号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 3 年 11 月 24 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

自動車事故について、和解し、損害賠償の額を定めたものである。

むつ市専決第 19 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 10 月 21 日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

和解及び損害賠償の額を定めることについて

自動車事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方 むつ市内在住の個人

2 和解の内容

- (1) 市は、令和3年8月8日むつ市大字関根字出戸川目地内の国道において、市有自動車は信号で停車中の自動車に追突し、当該追突された自動車がさらに前方の和解の相手方所有の自動車に追突したことにより生じた損害の賠償金として、220,660円を和解の相手方に対して支払う。
- (2) 市及び和解の相手方は、今後本件に関しては、異議を申し立てない。

3 損害賠償の額 220,660円

令和 3 年度

む つ 市 一 般 会 計
補 正 予 算 書

む つ 市

令和３年度むつ市一般会計補正予算

令和３年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409,699千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,730,366千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条 債務負担行為の追加は、「第３表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条 地方債の変更は、「第４表 地方債補正」による。

令和3年11月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		10,780,000	486,018	11,266,018
	1. 地方交付税	10,780,000	486,018	11,266,018
15. 国庫支出金		7,678,887	113,217	7,792,104
	1. 国庫負担金	4,580,652	106,436	4,687,088
	2. 国庫補助金	3,087,498	6,781	3,094,279
16. 県支出金		2,989,065	53,217	3,042,282
	1. 県負担金	1,551,930	53,217	1,605,147
19. 繰入金		1,828,399	23,489	1,851,888
	1. 基金繰入金	1,828,158	23,489	1,851,647
20. 諸収入		2,448,556	△ 10,000	2,438,556
	5. 雑入	138,777	△ 10,000	128,777
21. 市債		6,424,300	△ 256,242	6,168,058
	1. 市債	6,424,300	△ 256,242	6,168,058
歳入合計		40,320,667	409,699	40,730,366

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		248,094	△ 3,608	244,486
	1. 議 会 費	248,094	△ 3,608	244,486
2. 総 務 費		4,425,773	△ 13,138	4,412,635
	1. 総 務 管 理 費	3,838,249	1,869	3,840,118
	2. 徴 税 費	307,316	△ 32,058	275,258
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	152,533	405	152,938
	4. 選 挙 費	72,483	10,323	82,806
	5. 統 計 調 査 費	26,409	△ 1,576	24,833
	6. 監 査 委 員 費	28,783	7,899	36,682
3. 民 生 費		10,160,778	269,777	10,430,555
	1. 社 会 福 祉 費	2,489,470	197,892	2,687,362
	2. 老 人 福 祉 費	1,324,851	△ 1,152	1,323,699
	3. 児 童 福 祉 費	3,879,500	14,600	3,894,100
	4. 生 活 保 護 費	2,466,957	58,437	2,525,394
4. 衛 生 費		4,629,867	18,165	4,648,032
	1. 保 健 衛 生 費	2,647,514	17,219	2,664,733
	2. 清 掃 費	1,982,353	946	1,983,299
6. 農 林 水 産 業 費		671,781	25,526	697,307
	1. 農 業 費	207,544	29,477	237,021
	2. 畜 産 業 費	95,293	△ 635	94,658
	4. 水 産 業 費	307,010	△ 3,316	303,694
7. 商 工 費		1,376,812	5,543	1,382,355
	1. 商 工 費	1,376,812	5,543	1,382,355
8. 土 木 費		2,058,550	65,157	2,123,707
	1. 土 木 管 理 費	278,941	60,946	339,887
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,018,692	4,211	1,022,903
9. 消 防 費		2,463,717	21,086	2,484,803
	1. 消 防 費	2,463,717	21,086	2,484,803
10. 教 育 費		3,058,762	21,191	3,079,953
	1. 教 育 総 務 費	591,069	9,336	600,405
	2. 小 学 校 費	498,273	△ 1,676	496,597
	3. 中 学 校 費	354,401	154	354,555
	4. 社 会 教 育 費	569,187	4,938	574,125
	5. 保 健 体 育 費	1,045,832	8,439	1,054,271
歳 出 合 計		40,320,667	409,699	40,730,366

第2表

繰越明許費

款	項	事業名	金額
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路整備事業（浜通線融雪溝整備事業）	109,301千円
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路整備事業（釜臥山恐山線整備事業）	35,000千円
10. 教育費	4. 社会教育費	人と本をつなげるまちづくり事業	23,043千円

第3表

債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
市道等維持事業	令和3年度から 令和4年度まで	21,700千円
下北文化会館指定管理料	令和4年度	91,653千円
むつ市ウェルネスパーク、むつ市総合アリーナ指定管理料	令和4年度から 令和6年度まで	599,966千円
むつ市宮宮後牧野、むつ市宮名子牧野、むつ市宮永下牧野、むつ市宮金谷沢牧野、むつ市宮後ふれあい牧場指定管理料	令和4年度から 令和7年度まで	115,532千円

第4表

地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策 道路橋りょう整備 社会教育施設整備	千円 1,050,000 321,500 76,500	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式による借り入れにおいては当該見直し後の利率)	借入先融資条件による	千円 783,258 325,500 83,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
変更後の累計	6,424,300				6,168,058			

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	4,915,350	0	4,915,350
2. 地 方 譲 与 税	227,000	0	227,000
3. 利 子 割 交 付 金	4,600	0	4,600
4. 配 当 割 交 付 金	27,000	0	27,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	11,933	0	11,933
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	22,700	0	22,700
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,200,000	0	1,200,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	10,900	0	10,900
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	82,305	0	82,305
10. 地 方 特 例 交 付 金	653,041	0	653,041
11. 地 方 交 付 税	10,780,000	486,018	11,266,018
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,367	0	4,367
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	133,011	0	133,011
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	259,127	0	259,127
15. 国 庫 支 出 金	7,678,887	113,217	7,792,104
16. 県 支 出 金	2,989,065	53,217	3,042,282
17. 財 産 収 入	36,774	0	36,774
18. 寄 附 金	245,724	0	245,724
19. 繰 入 金	1,828,399	23,489	1,851,888
20. 諸 収 入	2,448,556	△ 10,000	2,438,556
21. 市 債	6,424,300	△ 256,242	6,168,058
22. 繰 越 金	337,628	0	337,628
歳 入 合 計	40,320,667	409,699	40,730,366

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	248,094	△ 3,608	244,486				△ 3,608
2. 総 務 費	4,425,773	△ 13,138	4,412,635				△ 13,138
3. 民 生 費	10,160,778	269,777	10,430,555	164,493			105,284
4. 衛 生 費	4,629,867	18,165	4,648,032	1,941			16,224
5. 労 働 費	36,579	0	36,579				
6. 農 林 水 産 業 費	671,781	25,526	697,307				25,526
7. 商 工 費	1,376,812	5,543	1,382,355				5,543
8. 土 木 費	2,058,550	65,157	2,123,707		4,000		61,157
9. 消 防 費	2,463,717	21,086	2,484,803				21,086
10. 教 育 費	3,058,762	21,191	3,079,953		6,500	△ 10,000	24,691
11. 公 債 費	5,977,017	0	5,977,017				
12. 諸 支 出 金	5,029,237	0	5,029,237				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
14. 災 害 復 旧 費	158,700	0	158,700				
歳 出 合 計	40,320,667	409,699	40,730,366	166,434	10,500	△ 10,000	242,765

歳入

第11款 地方交付税
第1項 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	10,780,000	486,018	11,266,018	1 地方交付税	486,018	普通交付税
計	10,780,000	486,018	11,266,018			

第15款 国庫支出金
第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫 負担金	4,215,567	106,436	4,322,003	1 社会福祉費 負担金	106,436	障害者自立支援給付費等負担金
計	4,580,652	106,436	4,687,088			

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫 補助金	423,003	4,840	427,843	2 児童福祉費 補助金	4,840	子ども・子育て支援事業費補助金
3 衛生費国庫 補助金	116,776	1,941	118,717	1 保健衛生費 補助金	1,941	感染症予防事業費等国庫補助金
計	3,087,498	6,781	3,094,279			

第16款 県支出金
第1項 県負担金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県負 担金	1,086,053	53,217	1,139,270	1 社会福祉費 負担金	53,217	障害者自立支援給付費等負担金
計	1,551,930	53,217	1,605,147			

第19款 繰入金

第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 財政調整基金繰入金	476,781	23,489	500,270	1 財政調整基金繰入金	23,489	財政調整基金繰入金
計	1,828,158	23,489	1,851,647			

第20款 諸収入

第5項 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 雑入	128,942	△ 10,000	118,942	1 雑入	△ 10,000	コミュニティ助成事業費助成金
計	138,777	△ 10,000	128,777			

第21款 市債

第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	2,242,500	△ 266,742	1,975,758	1 総務管理債	△ 266,742	臨時財政対策債
6 土木債	955,700	4,000	959,700	1 道路橋りょう債	4,000	道路橋りょう整備債
8 教育債	1,653,100	6,500	1,659,600	3 社会教育債	6,500	社会教育施設整備債
計	6,424,300	△ 256,242	6,168,058			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計			
	40,320,667	409,699	40,730,366			

歳出

第1款 議会費
第1項 議会費

(単位 千円)

第1項 議会費				補 正 額 の 財 源 内 訳			節		(単位：円)	
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説 明
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 議会費	248,094	△ 3,608	244,486				△ 3,608	2 給料	△ 1,827	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	△ 569	
								4 共済費	△ 1,212	
計	248,094	△ 3,608	244,486				△ 3,608			

第2款 総務費
第1項 総務管理費

(単位 千円)

第1項 総務部長

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 一般管理 費	1,046,463	△ 1,927	1,044,536				△ 1,927	2 給料	△ 12,551	職員配置替え等により 特別職△1人 一般職△5人 下北地域広域行政事務組 合負担金 <u>△ 1,986</u> <u>59</u>
								3 職員手当 等	3,122	
								4 共済費	7,443	
								18 負担金補助及び交付金	59	
23 コミュニ ティセン ター管理 費	101,181	3,796	104,977				3,796	12 委託料	2,804	文化会館管理費 <u>2,804</u>
								18 負担金補助及び交付金	992	公共施設内事業者に対する協力金給付事業費 <u>992</u>
計	3,838,249	1,869	3,840,118				1,869			

第2款 総務費
第2項 徴税費

(単位 千円)

第2次 一般会計										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 税務総務 費	278,012	△ 32,058	245,954				△ 32,058	2 給料	△ 18,394	職員配置替え等により 一般職△2人
								3 職員手当 等	△ 7,879	
								4 共済費	△ 5,785	
計	307,316	△ 32,058	275,258				△ 32,058			

第2款 総務費

第3項 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民 基本台帳 費	152,533	405	152,938			405	2 給料	△ 689	職員配置替え等により 一般職1人	
							3 職員手当 等	1,451		
							4 共済費	△ 357		
計	152,533	405	152,938			405				

第2款 総務費

第4項 選挙費

(単位 千円)

（単位：円）										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 選挙管理 委員会費	30,342	10,323	40,665				10,323	2 給料	5,606	職員配置替え等により 一般職1人
								3 職員手当 等	2,439	
								4 共済費	2,278	
計	72,483	10,323	82,806				10,323			

第2款 総務費

第5項 統計調査費

(単位 千円)

第2表 統計調査費											平成 11 年	
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他						
1 統計調査 総務費	22,690	△ 1,576	21,114				△ 1,576	2 給料	△ 830	職員配置替え等により		
								3 職員手当 等	△ 440			
								4 共済費	△ 306			
計	26,409	△ 1,576	24,833				△ 1,576					

第2款 総務費
第6項 監査委員費

(単位 千円)

第9表 監査委員費										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 監査委員 費	28,783	7,899	36,682				7,899	2 給料	3,760	職員配置替え等により 一般職1人
								3 職員手当 等	2,601	
								4 共済費	1,538	
計	28,783	7,899	36,682				7,899			

第3款 民生費
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	289,257	△ 27,208	262,049				△ 27,208	2 給料	△ 15,958	職員配置替え等により 一般職△6人
								3 職員手当 等	△ 5,920	
								4 共済費	△ 5,330	
2 障害福祉 費	2,044,834	223,090	2,267,924	159,653			63,437	19 扶助費	212,875	障害者自立支援給付費等 障害福祉サービス費 補装具給付費 障害児通所支援事業費 令和2年度障害者自立支 援給付費国庫負担金返還 金 令和2年度障害者医療費 国庫負担金返還金
								22 償還金利 子及び割 引料	10,215	
9 障害支援 区分認定 審査会費	19,046	249	19,295				249	2 給料	△ 181	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	461	
								4 共済費	△ 31	
10 生活困窮 者自立支 援費	17,963	1,761	19,724				1,761	22 償還金利 子及び割 引料	1,761	令和2年度生活困窮者自 立相談支援事業費等国庫 負担金返還金
計	2,489,470	197,892	2,687,362	159,653			38,239			

第3款 民生費
第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 老人福祉 総務費	1,304,546	△ 1,152	1,303,394				△ 1,152	2 給料	△ 2,018	職員配置替え等により 一般職△1人
								3 職員手当 等	△ 197	
								4 共済費	1,063	
計	1,324,851	△ 1,152	1,323,699				△ 1,152			

第3款 民生費
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

第3項 児童福祉費										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	414,547	3,739	418,286				3,739	2 給料	△ 5,979	職員配置替え等により 一般職△2人 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金返還金 令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費補助金返還金 令和2年度子ども・子育て支援交付金返還金
								3 職員手当等	△ 3,131	
								4 共済費	△ 1,635	
								22 償還金利子及び割引料	14,484	
2 児童手当 措置費	558,081	4,840	562,921	4,840				12 委託料	4,840	児童手当システム改修事業費
6 保育所費	2,377,199	6,021	2,383,220				6,021	22 償還金利子及び割引料	6,021	令和2年度保育所運営費負担金返還金 令和2年度子育てのための施設等利用給付費負担金返還金
計	3,879,500	14,600	3,894,100	4,840			9,760			

第3款 民生費

第4項 生活保護費

(単位 千円)

第4項 生活保護費										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 生活保護 総務費	174,467	△ 8,946	165,521				△ 8,946	2 給料	△ 6,693	職員配置替え等により 一般職△2人
								3 職員手当 等	556	
								4 共済費	△ 2,809	
2 扶助費	2,292,490	67,383	2,359,873				67,383	22 償還金利 子及び割 引料	67,383	令和2年度生活保護費国 庫負担金返還金
計	2,466,957	58,437	2,525,394				58,437			

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位 千円)

第1表 保健衛生費											（単位：千円）	
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他						
1 保健衛生 総務費	1,137,200	17,219	1,154,419	1,941			15,278	2 給料	394	職員配置替え等により 一般職1人 保健情報システム整備事 業費	12,731	
								3 職員手当 等	8,850		4,488	
								4 共済費	3,487			
								12 委託料	4,488			
計	2,647,514	17,219	2,664,733	1,941			15,278					

第4款 衛生費

第2項 清掃費

(単位 千円)

第2項 用 途				補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 清掃総務 費	43,669	△ 61	43,608				△ 61	2 給料	△ 545	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	783	
								4 共済費	△ 299	
2 じん芥処 理費	1,877,855	1,007	1,878,862				1,007	18 負担金補 助及び交 付金	1,007	下北地域広域行政事務組 合負担金
計	1,982,353	946	1,983,299				946			

第6款 農林水産業費
第1項 農業費

(単位 千円)

第1項 農業費				補 正 額 の 財 源 内 訳			節		(単位：円)	
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説 明
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 農業総務 費	61,635	29,477	91,112				29,477	2 給料	12,517	職員配置替え等により 一般職3人
								3 職員手当 等	11,900	
								4 共済費	5,060	
計	207,544	29,477	237,021				29,477			

第6款 農林水産業費
第2項 畜産業費

(単位 千円)

第2項 畜産系				補 正 額 の 財 源 内 訳			節		(単位 千円)	
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説 明
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 畜産総務費	20,862	△ 635	20,227				△ 635	2 給料	△ 855	職員配置替え等により 一般職△1人
								3 職員手当等	△ 610	
								4 共済費	830	
計	95,293	△ 635	94,658				△ 635			

第6款 農林水産業費
第4項 水産業費

(単位 千円)

第4項 水産委員会				補 正 額 の 財 源 内 訳				節		（単位：千円）	
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説 明	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 水産総務 費	49,617	△ 3,391	46,226				△ 3,391	2 給料	△ 1,898	職員配置替え等により 一般職△1人	
								3 職員手当 等	△ 2,128		
								4 共済費	635		
2 水産振興 費	114,616	75	114,691				75	12 委託料	75	むつ市マリンハウス脇野 沢管理運営費	
計	307,010	△ 3,316	303,694				△ 3,316				

第7款 商工費
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 商工総務 費	155,502	1,781	157,283				1,781	2 給料	4,364	職員配置替え等により 一般職4人
								3 職員手当 等	△ 2,758	
								4 共済費	175	
3 観光費	218,553	1,164	219,717				1,164	12 委託料	437	早掛レイクサイドヒルキ ャンプ場指定管理料 <u>293</u> 薬研温泉露天風呂・奥薬 研修景公園指定管理料 <u>144</u> 公共施設内事業者に対す る協力金給付事業費 <u>727</u>
								18 負担金補 助及び交 付金	727	
5 むつ来さ まい館等 管理費	248,515	649	249,164				649	12 委託料	649	むつ来さまい館等指定管 理料
6 産業振興 費	100,924	957	101,881				957	18 負担金補 助及び交 付金	957	公共施設内事業者に対す る協力金給付事業費
7 北の防人 管理費	37,017	992	38,009				992	18 負担金補 助及び交 付金	992	公共施設内事業者に対す る協力金給付事業費
計	1,376,812	5,543	1,382,355				5,543			

第8款 土木費
第1項 土木管理費

(単位 千円)

第1款 土木管理費											平成 11年
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 土木総務 費	185,581	48,920	234,501				48,920	2 給料	16,625	職員配置替え等により 一般職4人	
								3 職員手当 等	22,084		
								4 共済費	10,211		
2 建築総務 費	93,360	12,026	105,386				12,026	2 給料	2,445	職員配置替え等により	
								3 職員手当 等	7,539		
								4 共済費	2,042		
計	278,941	60,946	339,887				60,946				

第8款 土木費
第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
4 道路新設 改良費	405,292	4,211	409,503		4,000		211	14 工事請負 費	4,211	道路整備事業費
計	1,018,692	4,211	1,022,903		4,000		211			

第9款 消防費
第1項 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 常備消防 費	1,610,472	21,086	1,631,558				21,086	18 負担金補助及び交付金	21,086	下北地域広域行政事務組 合負担金 <u>21,086</u> 消防本部費 532 むつ消防署費 4,533 大畑消防署費 3,256 大湊消防署費 5,339 川内消防分署費 3,172 脇野沢消防分署費 4,254
計	2,463,717	21,086	2,484,803				21,086			

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位 千円)

				補 正 額 の 財 源			内 訳		節			
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説 明		
				国 県 支出金	地方債	その他						
2 事務局費	257,422	9,667	267,089				9,667	1 報酬	△ 3,011	職員配置替え等により 教育一般管理費	13,054	
								2 給料	3,553		△ 3,387	
								3 職員手当 等	9,451			
								4 共済費	△ 302			
								8 旅費	△ 24			
4 教育研修 センター 費	29,490	△ 331	29,159				△ 331	3 職員手当 等	△ 17	職員配置替え等により		
								4 共済費	△ 314			
計	591,069	9,336	600,405				9,336					

第10款 教育費
第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 小学校管理費	489,555	△ 1,676	487,879				△ 1,676	2 給料	△ 109	職員配置替え等により 一般職△1人
								3 職員手当等	△ 1,651	
								4 共済費	84	
計	498,273	△ 1,676	496,597				△ 1,676			

第10款 教育費
第3項 中学校費

(単位 千円)

第3表 中学校費											（単位：円）
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 中学校管理費	347,818	154	347,972				154	2 給料	46	職員配置替え等により	
								3 職員手当等	145		
								4 共済費	△ 37		
計	354,401	154	354,555				154				

第10款 教育費
第4項 社会教育費

(単位 千円)

第1表 社会教育費											（単位：円）	
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他						
1 社会教育 総務費	61,107	10,172	71,279				10,172	2 給料	4,076	職員配置替え等により		
								3 職員手当 等	3,962			
								4 共済費	2,134			
2 公民館費	127,122	△ 2,046	125,076				△ 2,046	1 報酬	3,400	職員配置替え等により △ 6,110		
								2 給料	△ 1,463	社会教育指導員費 395		
								3 職員手当 等	△ 2,203	公民館管理運営費 1,052		
								4 共済費	△ 1,780	分館・地区公民館費 2,617		

(単位 千円)

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
3 図書館費	192,686	△ 3,188	189,498		6,500	△ 10,000	312	2 給料	△ 1,588	職員配置替え等により 人と本をつなげるまちづ くり事業費

第10款 教育費

第5項 保健体育費

(単位 千円)

第3項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 保健体育 総務費	61,605	8,046	69,651				8,046	2 給料	4,972	職員配置替え等により 一般職2人
								3 職員手当 等	1,550	
								4 共済費	1,524	
4 体育施設 管理費	434,119	393	434,512				393	12 委託料	393	むつ運動公園・むつ市釜 臥山スキー場指定管理料 263 大畑中央公園指定管理料 130
計	1,045,832	8,439	1,054,271				8,439			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
	40,320,667	409,699	40,730,366	166,434	10,500	△ 10,000	242,765	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	通勤手当等	期末手当	寒冷地手当	計			
補正後	長 等	3	0	33,678	168	7,117	267	41,230	10,405	51,635	
	議 員	22	90,744	0	0	29,039	0	119,783	30,160	149,943	
	そ の 他 の 特 別 職	1,420	49,890	0	0	0	0	49,890	0	49,890	
	計	1,445	140,634	33,678	168	36,156	267	210,903	40,565	251,468	
補正前	長 等	4	0	33,678	238	10,777	356	45,049	13,983	59,032	
	議 員	22	90,744	0	0	29,039	0	119,783	30,160	149,943	
	そ の 他 の 特 別 職	1,420	49,890	0	0	0	0	49,890	0	49,890	
	計	1,446	140,634	33,678	238	39,816	356	214,722	44,143	258,865	
比 較	長 等	△ 1	0	0	△ 70	△ 3,660	△ 89	△ 3,819	△ 3,578	△ 7,397	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	△ 1	0	0	△ 70	△ 3,660	△ 89	△ 3,819	△ 3,578	△ 7,397	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(632) 444	372,481	1,803,688	1,144,289	3,320,458	893,527	4,213,985	
補 正 前	(631) 447	372,092	1,816,908	1,091,112	3,280,112	872,684	4,152,796	
比 較	(1) △ 3	389	△ 13,220	53,177	40,346	20,843	61,189	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
	補正後	44,435	23,156	8,064	48,769	411,612	250,797	27,715	28,540	272,364	22,945	5,892
	補正前	43,421	23,850	5,649	37,108	416,425	256,821	27,565	30,466	220,995	24,780	4,032
	比 較	1,014	△ 694	2,415	11,661	△ 4,813	△ 6,024	150	△ 1,926	51,369	△ 1,835	1,860

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(22) 444	1,630,402	1,077,937	2,708,339	797,553	3,505,892	
補 正 前	(23) 447	1,644,286	1,024,408	2,668,694	776,710	3,445,404	
比 較	(△1) △ 3	△ 13,884	53,529	39,645	20,843	60,488	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
	補正後	44,435	18,634	8,064	48,769	355,936	250,797	27,715	28,540	266,210	22,945	5,892
	補正前	43,421	19,328	5,649	37,108	360,397	256,821	27,565	30,466	214,841	24,780	4,032
	比 較	1,014	△ 694	2,415	11,661	△ 4,461	△ 6,024	150	△ 1,926	51,369	△ 1,835	1,860

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(610) 0	372,481	173,286	66,352	612,119	95,974	708,093	
補 正 前	(608) 0	372,092	172,622	66,704	611,418	95,974	707,392	
比 較	(2) 0	389	664	△ 352	701	0	701	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
の 内 訳	補正後	0	4,522	0	0	55,676	0	0	0	6,154	0	0
	補正前	0	4,522	0	0	56,028	0	0	0	6,154	0	0
	比 較	0	0	0	0	△ 352	0	0	0	0	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 13,220	昇 給 に 伴 う 増 加 分	0	
		制度改正に伴う 増 減 分	0	
		その他の増減分	△ 13,220 ・ 職員異動状況 会計年度任用職員以外 補正後 444 人 補正前 447 人 比較 △ 3 人 ・ 人事交流、中途退職、育児休業等 △ 13,220	
職 員 手 当 等	53,177	昇 給 に 伴 う 増 加 分	0	
		制度改正に伴う 増 減 分	0	
		その他の増減分	53,177 ・ 会計年度任用職員以外の職員 扶養手当 1,014 通勤手当 △ 694 特殊勤務手当 2,415 管理職手当 11,661 期末手当 △ 4,461 勤勉手当 △ 6,024 寒冷地手当 150 住居手当 △ 1,926 時間外勤務手当 51,369 児童手当 △ 1,835 管理職員特別勤務手当 1,860 ・ 会計年度任用職員 期末手当 △ 352	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分		一般行政職	医療職（一）	医療職（二）	教育職	技能労務職
令和3年12月1日現在	平均給料月額（円）	287,242	325,050	297,202	402,063	351,255
	平均給与月額（円）	372,422	436,431	501,146	462,186	374,762
	平均年齢（歳）	40.4	44.8	43.6	49.8	56.4
令和3年1月1日現在	平均給料月額（円）	294,850	336,040	312,667	400,588	351,892
	平均給与月額（円）	339,587	384,412	348,897	456,306	373,686
	平均年齢（歳）	41.3	44.5	41.1	49.8	56.5

イ 初 任 給

区 分	一般行政職 (円)	医療職 (一) (円)	医療職 (二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	150,600				147,900
大 学 卒	182,200	188,400	212,600	204,000	

(国の制度)

区 分	一般行政職 (円)	医療職 (一) (円)	医療職 (二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	150,600				147,900
大 学 卒	182,200	188,400	212,600		

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			医療職 (1)			医療職 (2)			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年 12月1日 現 在	7 級	23	5.7	5 級	4	66.7	5 級	6	33.4	3 級	1	12.5	5 級	9	81.8
	6 級	16	4.0	4 級			4 級	4	22.2	2 級	1	12.5	4 級	2	18.2
	5 級	63	15.7	3 級			3 級	4	22.2	1 級	6	75.0	3 級		
	4 級	54	13.5	2 級	2	33.3	2 級	4	22.2				2 級		
	3 級	99	24.7	1 級			1 級						1 級		
	2 級	98	24.4												
	1 級	48	12.0												
	計	401	100.0	計	6	100.0	計	18	100.0	計	8	100.0	計	11	100.0
区 分	一般行政職			医療職 (1)			医療職 (2)			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年 1月1日 現 在	7 級	22	5.5	5 級	4	66.7	5 級	3	17.6	3 級	1	12.5	5 級	10	83.3
	6 級	17	4.3	4 級			4 級	7	41.3	2 級	1	12.5	4 級	2	16.7
	5 級	55	13.8	3 級			3 級	3	17.6	1 級	6	75.0	3 級		
	4 級	54	13.6	2 級	2	33.3	2 級	4	23.5				2 級		
	3 級	86	21.7	1 級			1 級						1 級		
	2 級	117	29.5												
	1 級	46	11.6												
	計	397	100.0	計	6	100.0	計	17	100.0	計	8	100.0	計	12	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一 般 行 政 職	部 長	政策推進監	課 長	主 幹	主任主査	主 事	主 事

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種	
			一般行政職	技能労務職
補正後	職 員 数 (A) (人)	444	401	11
	昇給に係る職員数 (B) (人)	436	395	10
	号級数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)	44	35
		3号給 (人)	20	18
		4号給 (人)	372	342
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	比 率 (B) / (A) (%)	98.2	98.5	90.9
補正前	職 員 数 (A) (人)	447	403	11
	昇給に係る職員数 (B) (人)	445	402	10
	号級数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)	41	36
		3号給 (人)	21	19
		4号給 (人)	383	347
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	比 率 (B) / (A) (%)	99.6	99.8	90.9

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.150) 2.125	(1.150) 2.125	(2.300) 4.250	有	
前 年 度	(1.150) 2.150	(1.150) 2.150	(2.300) 4.300	有	
国 の 制 度	(1.175) 2.225	(1.025) 2.075	(2.200) 4.300	有	

※ () 内は、再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・ 定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算) ・ 職務の級に応じた調整額	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・ 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) ・ 職務の級に応じた調整額	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種
		一 般 行 政 職
給料総額に対する比率（％）	0.1	0.1
支給対象職員の比率（％） （令和3年12月1日現在）	5.6	6.2
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	福祉現業手当、税務手当
	多くの職員に支給されている手当	福祉現業手当、税務手当

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 な る	交通用具による通勤手段のうち、自動車による通勤の場合

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
市道等維持事業 (土木維持課)	21,700			令和3年度 から令和4 年度まで	限度額に 同じ		21,700		
下北文化会館指定管理料 (市民連携課)	91,653			令和4年度	限度額に 同じ				91,653
むつ市ウェルネスパーク、むつ市 総合アリーナ指定管理料 (市民スポーツ課)	599,966			令和4年度 から令和6 年度まで	限度額に 同じ	543,000			56,966
むつ市宮宮後牧野、むつ市宮名子 牧野、むつ市宮永下牧野、むつ市 宮金谷沢牧野、むつ市宮後ふれあ い牧場指定管理料 (生産者支援課)	115,532			令和4年度 から令和7 年度まで	限度額に 同じ				115,532

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	36,839,555	37,128,609	6,419,200	△ 256,242	6,162,958	5,823,523		5,823,523	37,724,286	△ 256,242	37,468,044
(1)総務	18,585,523	17,956,927	2,242,500	△ 266,742	1,975,758	2,525,911		2,525,911	17,673,516	△ 266,742	17,406,774
(2)民生	448,630	469,147	68,600		68,600	40,509		40,509	497,238		497,238
(3)衛生	682,737	608,759	42,900		42,900	73,221		73,221	578,438		578,438
(4)農林水産業	1,532,030	1,476,752	90,800		90,800	213,652		213,652	1,353,900		1,353,900
(5)商工	50,192	80,768	56,100		56,100	10,631		10,631	126,237		126,237
(6)土木	4,612,645	4,467,347	749,700	4,000	753,700	472,901		472,901	4,744,146	4,000	4,748,146
(7)公営住宅	1,274,886	1,314,339	206,000		206,000	232,793		232,793	1,287,546		1,287,546
(8)消防	1,696,704	1,601,844	1,022,100		1,022,100	468,002		468,002	2,155,942		2,155,942
(9)教育	7,033,414	7,966,109	1,653,100	6,500	1,659,600	1,688,678		1,688,678	7,930,531	6,500	7,937,031
(10)公営企業	922,794	1,186,617	287,400		287,400	97,225		97,225	1,376,792		1,376,792
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策											
(12)過疎対策	2,433,300	2,619,956	363,600		363,600	243,549		243,549	2,740,007		2,740,007
2. 災害復旧債	11,935	7,339	5,100		5,100	4,603		4,603	7,836		7,836
(1)公共施設	4,360	2,640				1,720		1,720	920		920
(2)衛生											
(3)農林水産業			5,100		5,100				5,100		5,100
(4)土木	4,999	2,979				2,025		2,025	954		954
(5)商工											
(6)教育	2,576	1,720				858		858	862		862
合 計	36,851,490	37,135,948	6,424,300	△ 256,242	6,168,058	5,828,126		5,828,126	37,732,122	△ 256,242	37,475,880

令和3年度

むつ市国民健康保険
特別会計補正予算書

む つ 市

令和3年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

令和3年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月24日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

1. 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 県 支 出 金		4,314,439	750	4,315,189
	1. 県 負 担 金・補 助 金	4,314,438	750	4,315,188
6. 繰 入 金		562,272	750	563,022
	2. 基 金 繰 入 金	1	750	751
歳 入 合 計		5,998,313	1,500	5,999,813

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保 険 給 付 費		4,191,783	1,500	4,193,283
	6. 傷 病 手 当 金	0	1,500	1,500
歳 出 合 計		5,998,313	1,500	5,999,813

国民健康保険特別会計 補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 国 民 健 康 保 険 税	1,116,176	0	1,116,176
2. 使 用 料 及 び 手 数 料	907	0	907
3. 国 庫 支 出 金	1	0	1
4. 県 支 出 金	4,314,439	750	4,315,189
5. 財 産 収 入	1	0	1
6. 繰 入 金	562,272	750	563,022
7. 繰 越 金	1	0	1
8. 諸 収 入	4,516	0	4,516
歳 入 合 計	5,998,313	1,500	5,999,813

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総 務 費	24,778	0	24,778				
2. 保 険 給 付 費	4,191,783	1,500	4,193,283	750			750
3. 国民健康保険事業費納付金	1,564,283	0	1,564,283				
4. 共 同 事 業 拠 出 金	2	0	2				
5. 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6. 保 健 事 業 費	69,909	0	69,909				
7. 基 金 積 立 金	1	0	1				
8. 公 債 費	211	0	211				
9. 諸 支 出 金	137,345	0	137,345				
10. 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	5,998,313	1,500	5,999,813	750			750

歳入

第4款 県支出金

第1項 県負担金・補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費 等交付金	4,314,438	750	4,315,188	2 特別交付分	750	特別調整交付金
計	4,314,438	750	4,315,188			

第6款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基 金繰入金	1	750	751	1 財政調整基 金繰入金	750	財政調整基金繰入金
計	1	750	751			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計			
	5,998,313	1,500	5,999,813			

歳出

第2款 保険給付費

第6項 傷病手当金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 傷病手当 金	0	1,500	1,500	750			750	18 負担金補 助及び交 付金	1,500	新型コロナウイルス感染症傷病手当金
計	0	1,500	1,500	750			750			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
	5,998,313	1,500	5,999,813	750			750	

令和 2 年度

むつ市健全化判断比率再審査意見書

むつ市監査委員

む 監 査 第 5 0 号

令和 3 年 1 0 月 2 6 日

むつ市長 宮 下 宗一郎 様

むつ市監査委員 齊 藤 秀 人

むつ市監査委員 佐々木 肇

令和 2 年度むつ市健全化判断比率再審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき
再審査に付された、令和 2 年度むつ市健全化判断比率について再審査した
結果、次のとおり意見書を提出します。

令和２年度 健全化判断比率再審査意見書

1 審査の対象

再審査に付された、むつ市における、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和３年１０月１８日から令和３年１０月２６日まで

3 審査の概要

この健全化判断比率再審査は、市長から修正のため再提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

再審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率は、次表のとおりであり、将来負担比率が修正となっている。

健全化判断比率 区分	令和２年度		令和元年度	早期健全化基準
	修正前	修正後		
実質赤字比率	—	—	—	１２．６３％
連結実質赤字比率	—	—	—	１７．６３％
実質公債費比率	１５．４％	修正なし	１６．１％	２５．０％
将来負担比率	１５０．６％	１４４．７％	１５０．９％	３５０．０％

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じていないため率は算定されない。

(2) 審査意見

健全化判断比率は、次のとおり、いずれも早期健全化基準を下回っており、令和元年度と比較して改善している。今後においても、計画的な事業実施により、健全な財政運営に努めていただくよう望む。

・実質公債費比率

実質公債費比率は、１５．４％で、早期健全化基準の２５．０％を下回っている。令和元年度と比較すると０．７ポイント改善されている。

・将来負担比率

将来負担比率は、１４４．７％で早期健全化基準の３５０．０％を下回っている。令和元年度と比較すると６．２ポイント改善されている。

(3) 是正改善を要する事項

なし

むつ市議会第250回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（2）

目

次

議案第 7 8 号	むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
議案第 7 9 号	むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表	7

議案第 7 8 号参考資料

むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行																		
市立学校を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>むつ市立正津川小学校</td><td>むつ市大畑町正津川平 1 1 4 番地 2 0</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	名 称	位 置	(略)		むつ市立正津川小学校	むつ市大畑町正津川平 1 1 4 番地 2 0	(略)		市立学校を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>むつ市立正津川小学校</td><td>むつ市大畑町正津川平 1 1 4 番地 2 0</td></tr><tr><td><u>むつ市立二枚橋小学校</u></td><td><u>むつ市大畑町釣屋浜 2 2 番地 7 2</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	名 称	位 置	(略)		むつ市立正津川小学校	むつ市大畑町正津川平 1 1 4 番地 2 0	<u>むつ市立二枚橋小学校</u>	<u>むつ市大畑町釣屋浜 2 2 番地 7 2</u>	(略)	
名 称	位 置																		
(略)																			
むつ市立正津川小学校	むつ市大畑町正津川平 1 1 4 番地 2 0																		
(略)																			
名 称	位 置																		
(略)																			
むつ市立正津川小学校	むつ市大畑町正津川平 1 1 4 番地 2 0																		
<u>むつ市立二枚橋小学校</u>	<u>むつ市大畑町釣屋浜 2 2 番地 7 2</u>																		
(略)																			

議案第 7 9 号参考資料

むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(出産育児一時金) 第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>4 0 万 8 , 0 0 0 円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）第 3 6 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 (略) 附 則 1 ～ 3 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u> <u>4 給与等（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算し</u>	(出産育児一時金) 第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>4 0 万 4 , 0 0 0 円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）第 3 6 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 (略) 附 則 1 ～ 3 (略)

て3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 5 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 6 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- 7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 8 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けことができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少

ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

9 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。